

福島駅周辺まちづくり検討業務委託特記仕様書

1 件 名 福島駅周辺まちづくり検討業務委託

2 履行場所 福島市 栄町 外 地内

3 契約期限 契約日から令和7年3月31日

4 適用範囲

本特記仕様書は、福島市が委託する「福島駅周辺まちづくり検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

5 業務の目的

「風格ある県都ふくしま」を目指し、将来にわたる中心市街地の活性化につながるよう、東口再開発事業、福島駅、東西自由通路、イトーヨーカドー跡地を含む福島駅東西一体的なまちづくりの検討をする。

6 業務内容

(1)福島駅周辺まちづくりの整備方針

既存資料から市が作成した将来像と方向性を基に福島駅周辺まちづくりの段階的な施策展開を検討し、福島駅周辺のまちづくり方針図をまとめる。

(2)都市施設のあり方検討

イトーヨーカドー跡地への都市機能の導入の検討と配置などについて検討を行う。

(3)イメージパースの作成

福島駅周辺まちづくり検討会や市民の意見を踏まえたイメージパースの作成を行う。(6枚程度)

7 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た情報等の取扱いには十分注意を払うものとし、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

8 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

9 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

10 資料の貸与及び返却

- (1)市は、保有する図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- (2)受注者は、貸与された図書及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、ただちに返却しなければならない。
- (3)受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- (4)受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる貸与された資料について、複写してはならない。

11 業務計画書

- (1)受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市に提出しなければならない。
- (2)業務計画書には、下記の事項を記載するものとする。
 - ①業務概要 ②実施方針 ③業務行程 ④業務組織計画 ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容⑦使用する主な図書及び規準 ⑧連絡体制（緊急時を含む） ⑨その他ただし、軽易な設計については、特記仕様書で示した場合又は市の承諾を得た場合は上記の一部を省略することができる。

12 打合せ協議

当初・納品	各1回
中間	1回
合計	3回

13 成果品の提出

成果品の提出については、共通仕様書〔Ⅱ〕第1117条に準拠して行うものとするが、提出の内容は次のとおりとする。

また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、発注者に帰属する。

- (1)成果報告書 2部
- (2)上記各電子データ 一式
- (3)その他関連する資料 一式

※データは、Word 及び Excel 形式とする。

14 成果品の審査

- (1)受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

15 参考文献等の明示

成果品に文献資料等を引用する際は、著作権侵害等の問題を生じないように、しかるべき手続きを踏んだ上で、その出典を明示すること。

16 その他

共通仕様書及び特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上でこれを定めるものとする。

なお、軽微な事項については、発注者の指示によるものとする。